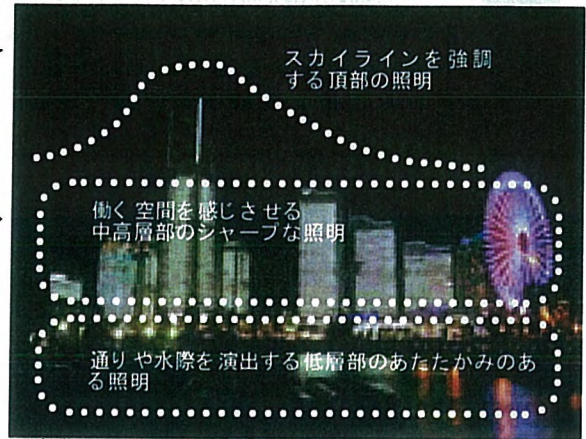


夜間照明について

昼間の景観だけでなく夜間も美しい景観を形成することで、本地区は都市の拠点としてのふさわしい表情を有すると言えます。

そのため、この項目での配慮事項は、次のような夜間照明の演出を図ることを意図しています。

- ・ 代表的な通りや水際は、それぞれの特性を生かして、間接照明やライトアップ、イルミネーション、その他の照明方法の工夫とともに、光の広がり（光束比）や光源色に配慮した照明計画。
- ・ 遠景から望む時に海側から山側に向けて、徐々に建物高さが高くなるみなとみらい21地区の特徴的なスカイラインを夜間も認識できるように、高層棟の頂部をライトアップしたり、建物稜線を際立たせるような照明計画。



みなとみらい地区の夜間景観の特性

スカイラインを強調する頂部の照明

働く空間を感じさせる中高層部のシャープな照明

通りや水際を演出する低層部のあたたかみのある照明

行為指針1

都市空間の賑わいを演出するものや建築的要素による照明等で、魅力ある街路空間を創出する。

- カフェや店舗が連続している歩行者の多い通りでは、人の温かみを感じられる色温度（3000ケルビン前後、電球色など）の光源を用いて、夜のにぎわいを演出する。
- 水際沿いは水辺の映り込みを意識して、連続したフットライトや水際の歩道照明を整備する。
- 各通りや水際は、それぞれの特性を生かして、間接照明やライトアップ、イルミネーション、その他の照明方法の工夫とともに、光の広がり（光束比）や光源色に配慮した照明とする。



暖かい光色によるオープンカフェの演出（港区）



建物内部の照明が街路空間のにぎわいを演出している（シカゴ）



間接照明による演出（フィラデルフィア）



建物デザインを活かした間接照明（ボストン）



水際照明で演出している例（福岡市）



水辺の映り込みに留意した照明（シカゴ）

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)

行為指針
(景観条例)

対象

外構部

建築設備類

建物低層部

その他工作物

建物中層部

広告物

建物高層部

その他



街路樹のイルミネーション
(千代田区)

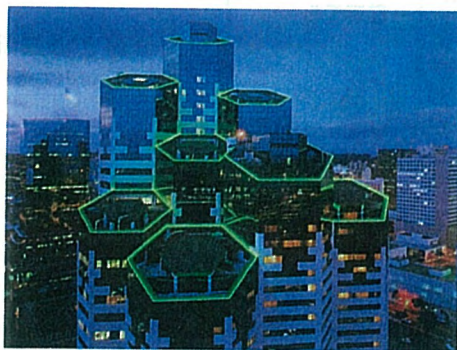


イベント時の街路樹や低層部の照明
演出(港区)

行為指針2

夜間の魅力あるスカイラインを創出し、街の遠望の象徴性を表現するため、建築物の頭頂部は、照明の演出を行う。

- MM21 地区の全体像を美しく見せるため、遠景から望む時に海側から山側に向けて、徐々に建物高さが高くなるみなとみらい 21 地区の特徴的なスカイラインを夜間も認識できるように、高層棟の頂部をライトアップしたり、建物稜線を際立たせるような照明としましょう。
- 都市スケールの特徴的な夜間照明は、都市にわかりやすさを与えアイデンティティを高めます。なお、法的に必要である場合を除き赤色光やフラッシュランプ等は原則禁止とします。



頂部の輪郭を強調する照明(サンディエゴ)



スレンダーな建築フォルムを強調する頂部デザインと、それに合わせた照明(シカゴ)



個々の頂部デザインの個性をひきたてる
(上海)



ランドマーク工作物としての照明演出
(地区内)

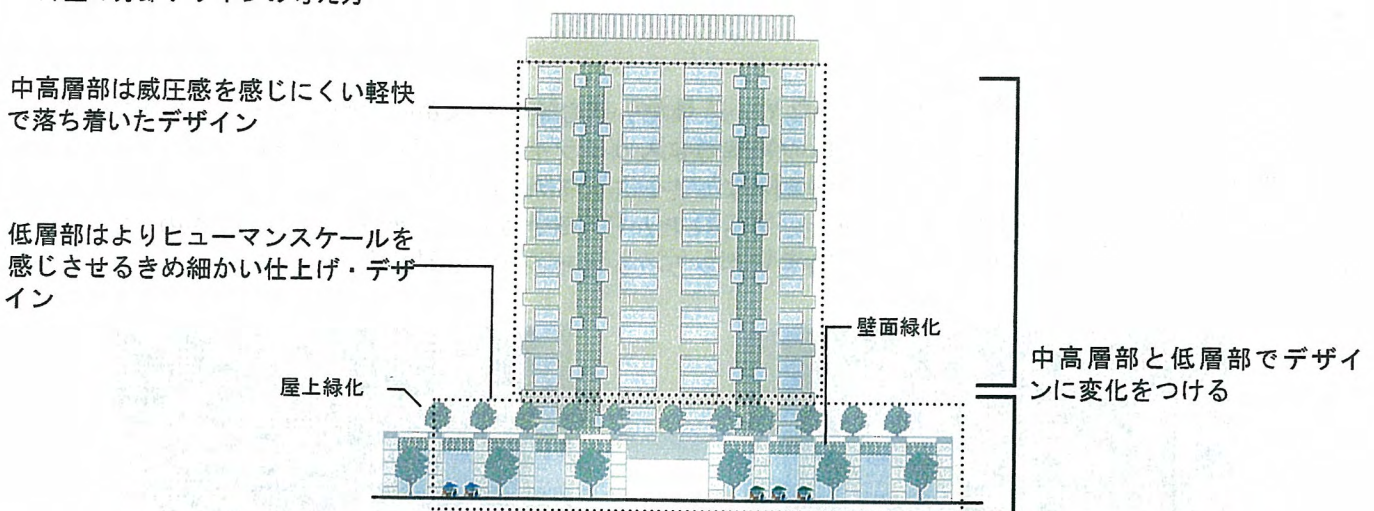
建築デザインについて

分節化による表情豊かなファサードの形成

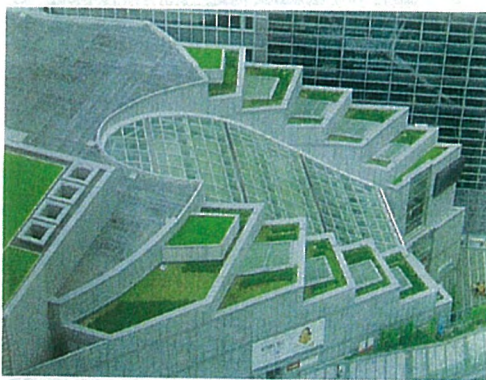
みなとみらい21地区はスーパーブロックで敷地面積も大きいものが大半であることから、建物も大規模なものとなり、ヒューマンスケールを超えた壁面となりがちです。これによって、歩行者には圧迫感や閉塞感を感じさせるとともに、親しみが持ちにくくなることもあるため、単調さを避けるように壁面を分節化することが考えられます。

- ・ 水平方向に長大な壁面には変化をつけるため適度にヨコの分節化を行う。
- ・ 高層建築物では低層部と高層部のデザインに変化をつけるタテ方向の分節化を行う。
- ・ 低層部でのヒューマンスケールのある素材
- ・ 歩行者の目につきやすい低層部の外壁に陰影のはっきりした素材の活用
- ・ 自然石や樹木などの自然素材等を活用してヒューマンスケールに近づける工夫
- ・ 壁面緑化や低中層部ルーフトバルコニーの屋上緑化など、周辺からの見え方を意識しながら緑を組み合わせ、やわらかく親しみやすい雰囲気づくりを行う。

□外壁の分節デザインの考え方



□屋上緑化や壁面緑化の例



高層階からの見え方を意識し、屋上庭園を設けている例（港区）



建物デザインと調和した軽快な素材の誘因施設によるカーテンウォールの緑化（パリ市）

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)行為指針
(景観条例)

対象

外観部

建物低層部

建物中層部

建物高層部

建築設備類

その他工作物

広告物

その他

MINATO
MIRAI 21

行為指針 1

建築物の外壁は、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、板状などの閉塞的で単調な形態意匠を避け、分節化や適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、当地区にふさわしい個性と風格ある街並みを形成するデザインとする。

行為指針 2

建築物は、港への通景及び街並みの連続性を確保し、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するよう、デザイン・配置等を工夫する。また、隣接する建築物どうしのデザイン・配置等は歩行空間等からの統一感・調和に配慮する。

行為指針 3

建築物の頭頂部は、魅力あるスカイラインを形成し周辺の街並みと調和するよう配慮する。

- 分節化を行うレベルや分節デザインの表現方法については、ペDESTリアンウェイのレベルや通りの他の施設との連続性を考慮してバランスや調和のとれたものとしましょう。

中層棟と高層棟が並ぶ街区開発。
中層棟は壁面後退や色彩に変化をつけるなどにより、通りに最も近い部分に概ね3階レベルの街並みを思わせる壁面が形成されている。
また、高層棟は同じく3階レベルに低層棟と連続する同質デザインの壁面を形成してタテの分節化を行っている。(バンクーバー)



- 風格あるファサードデザインとするため、分節デザインは凹凸や雁行等、メリハリのある陰影をつけましょう。



大壁面を外装デザインで分節化している例
(ベルリン)



可動式ひさしによる大壁面の分節化(ベルリン)

10 スカイライン

スカイラインについて

山から海にかけて自然地形が緩やかに低くなっているのと同様に、人工的な建築物群も山から海にかけて高さが低くなっていくことは、自然になじんだ景観となり、人の心を安心させます。

このことによって多くの建物から海が展望できる都市形態となり、横浜の大きな特徴であり資源である海を、より多くの人に楽しんでもらえるような建物高さの秩序が保たれることとなります。

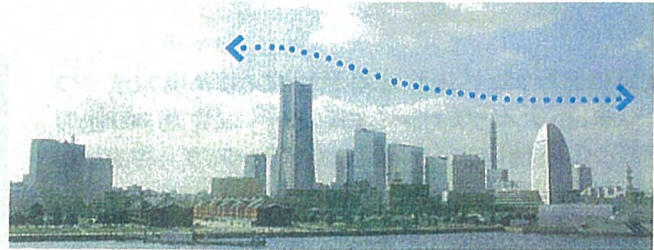
さらに、建築規模が大きな本地区のスカイラインは、遠望した時に大味な印象とならないよう、個々の建築物としてもデザインの工夫が必要です。

そのため、スカイラインの行為指針は、次のような性能をもった空間を確保していただくことを意図しています。

- ・山から海へ低くなっていく地区全体のスカイラインとの調和
- ・通りのスカイラインの流れ、隣接する建築物との関係性を意識し、群としてスムーズな流れをもった建築スカイラインの形成
- ・単体としてのデザインのきめ細かさを感じさせる美しい屋根デザイン

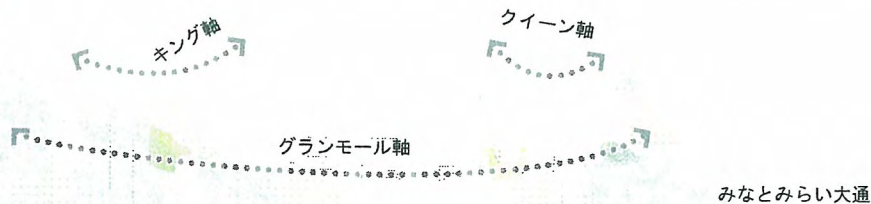
□地区全体のスカイラインの考え方

みなとみらい21 中央地区の現在のスカイライン。ランドマークタワーが頂点となって海にかけて低くなっている



山側から海側へのスカイラインの構成

- ・山側から海側へ低くなっていくよう、軸上のスカイラインの構成を意識する。
- ・クイーン軸・キング軸のスカイラインは特に隣棟との滑らかな連なりを形成する。



横浜駅側から関内側へのスカイラインの構成

- ・クイーン軸・キング軸を頂点とし、水平又はやや弓なり状のスカイライン構成を意識する。
- ・グランモール軸・みなとみらい大通り沿道のスカイラインは特に隣棟との滑らかな連なりを形成する。

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)
行為指針
(景観条例)

対象

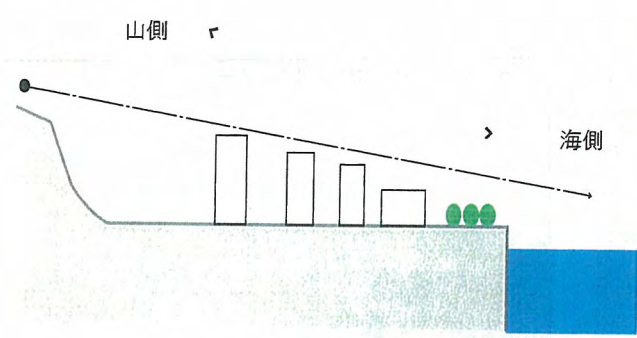
外構部	建築設備類
建物低層部	その他工作物
建物中層部	広告物
建物高層部	その他



行為指針1

建築物は、地区全体で山側から海側に向けて、徐々に高さが低くなるようにし、魅力的なスカイラインが形成されるように配慮する。

- スカイラインの連続性に配慮して、急激な高さの変化とならないよう、隣接する建物高さとの関係に配慮しましょう。
- 屋上塔屋やパラペット、あるいは屋上工作物等を工夫して、周辺建物高さと同調するよう高さ調整を図りましょう。

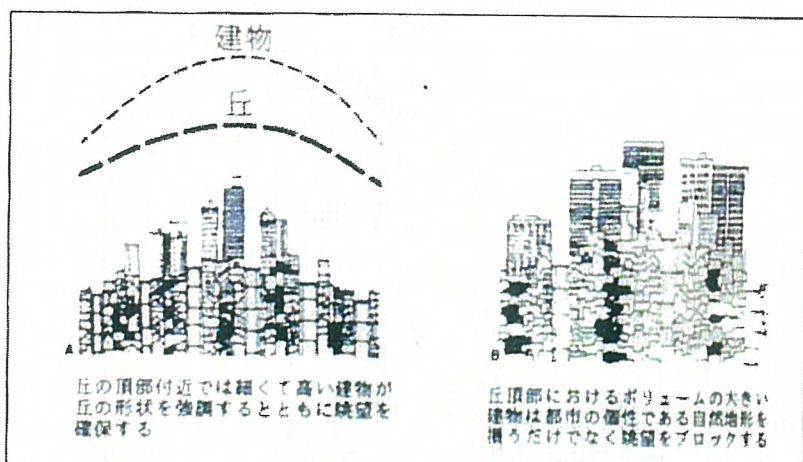


海への眺めや水辺の景観を共有しあうため、ゆとりある隣棟間隔を確保するとともに、海辺に向けて低くなるスカイラインを構成する。



高さが大きく異なる建物でも、連続性に配慮した建物頭部の工夫で美しいスカイラインを生み出している事例 (地区内)

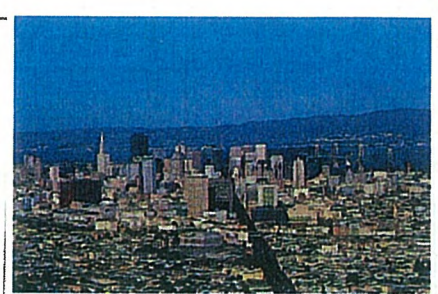
□参考: サンフランシスコ・アーバンデザインプランに示されたスカイラインの考え方



丘の頂部付近では細くて高い建物が丘の形状を強調するとともに眺望を確保する

丘頂部におけるボリュームの大きい建物は都市の個性である自然地形を損うだけでなく眺望をブロックする

- (左) 丘の頂部付近では細くて高い建物が丘の形状を強調するとともに、眺望を確保する。
- (右) 丘頂部におけるボリュームの大きい建物は自然地形を損うだけでなく眺望をブロックする。



特徴あるサンフランシスコ市の市街地スカイライン

図版出典: アーバンデザインレポート (1992 ヨコハマ都市デザインフォーラム実行委員会)

沿道通景について

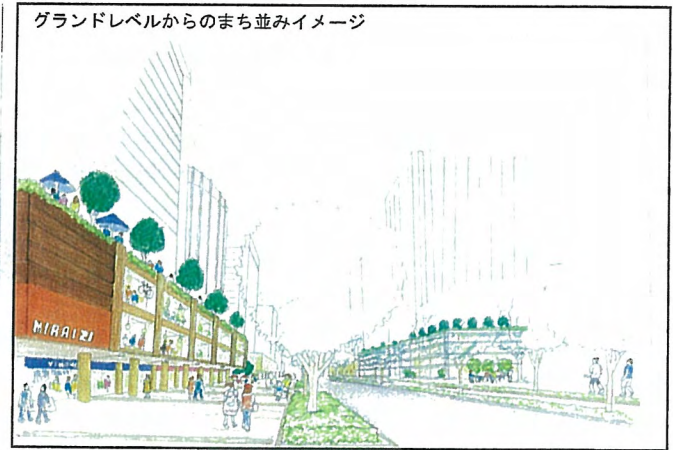
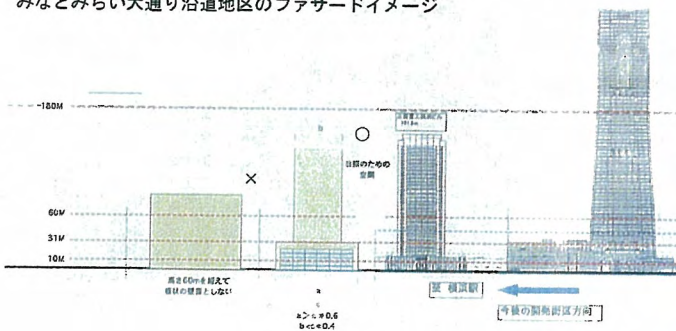
みなとみらい大通り沿道地区は、地区の景観構造上の山側の外郭をなす通りであるとともに、みなとみらい地区の目抜き通りとして位置づけられ、桜木町駅から横浜駅方面へと連続する、風格ある沿道景観を形成していく必要があります。

そのため、沿道通景の基準は、次のような性能をもった空間を確保することを意図しています。

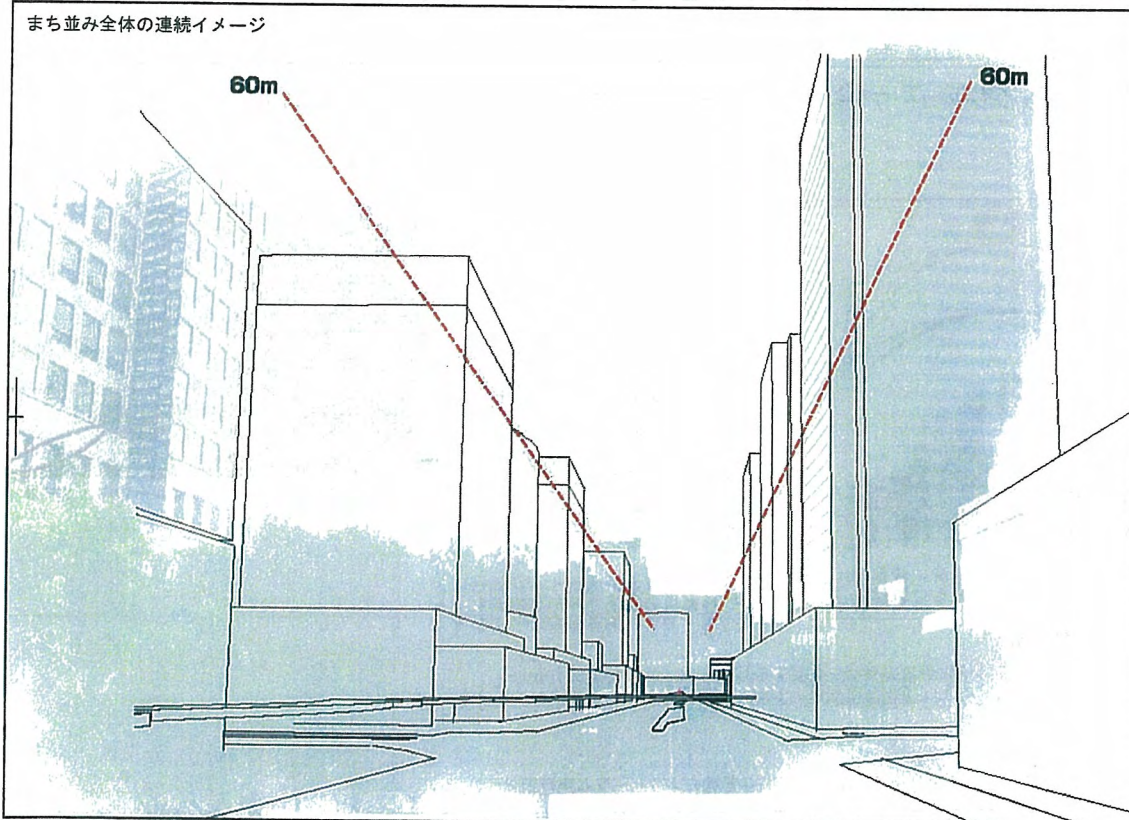
- ・海から山へと高くなる、みなとみらい地区のスカイラインの頂点としての超高層街区となる街並み形成
- ・山から海への眺望や、通りへの採光・通風の確保
- ・低中層部で構成される連続的な街並みファサードの形成

□みなとみらい大通りの沿道通景イメージ

みなとみらい大通り沿道地区のファサードイメージ



まち並み全体の連続イメージ



根拠法制度

景観形成基準
(景観法)

行為指針
(景観条例)

対象

外構部	建築設備類
建物低層部	その他工作物
建物中層部	広告物
建物高層部	その他

※みなとみらい大通り沿道地区のみ適用

MINATO MIRAI 21

景観形成基準1

みなとみらい大通り沿道地区内でみなとみらい大通りに面する敷地においては、超高層建築物が集積する風格ある沿道景観とするため、建築物の高さを60m以上とするものとする。ただし、敷地面積が2,500m²未満で、極端に低層でなく周辺の景観と調和していると市長が認めるもの又は暫定土地利用施設、建築物に附属する小規模施設等は、この限りでない。

- 超高層部は目抜き通りにふさわしい風格と美しさの感じられる形状とするとともに、隣棟との間に通風や採光、山側から海側への眺望が確保されるようデザインしましょう。



超高層の沿道景観イメージ(シカゴ)

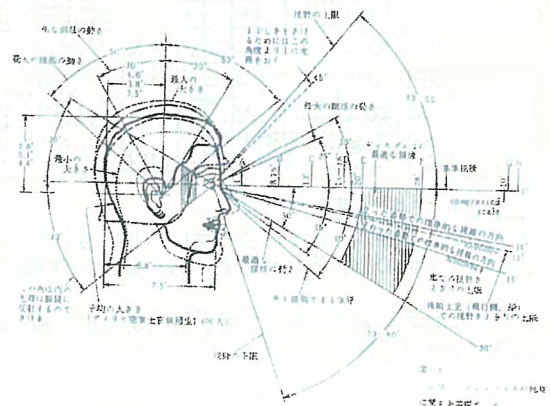
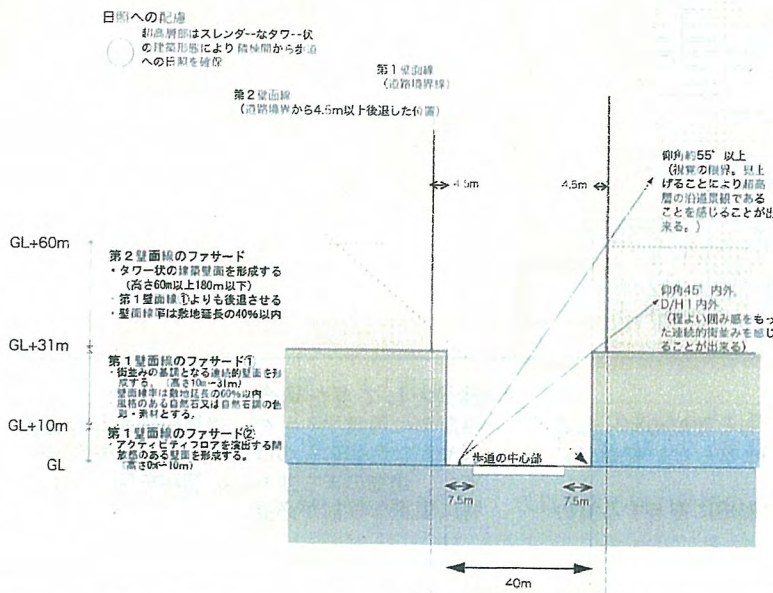
景観形成基準2

みなとみらい大通りの通景を確保するため、建築物の高さ31mを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図(p2)の「壁面位置」に示す壁面の位置を超えて建築してはならない。

- 高層部を壁面後退することで、基壇の部分と高層部の分節化を図るとともに、沿道空間上空部の開放感を確保しましょう。
- 低中層部は、程よい囲み感を持った沿道の街並み形成に配慮し、隣接敷地との間に大きすぎる空間を設けず、連続的な壁面線を構成しましょう。



上層部をセットバックし、上空部の開放感を確保するとともに、低層部では、重厚なファサードを形成している例(シカゴ)



12 屋外広告物—1

屋外広告物について

屋外広告物は、企業や店舗の様々な情報を利用者に伝える上で欠かせないものです。

一方で、建物や他の工作物と同様に都市景観を構成する重要な要素でもあります。

特に、周辺から遠望される対象という認識のもとに形成してきた本地区の街並みを損ねるような外観の屋外広告物は好ましくありません。

また、屋外広告物は、街並みの美観を維持する上で、また広告物としての機能を適切に果たす上でも、競合することなく整然と配置されることや、個々の広告物が派手さ・大きさではなくデザインの質の高さによって個性を表現することが求められます。

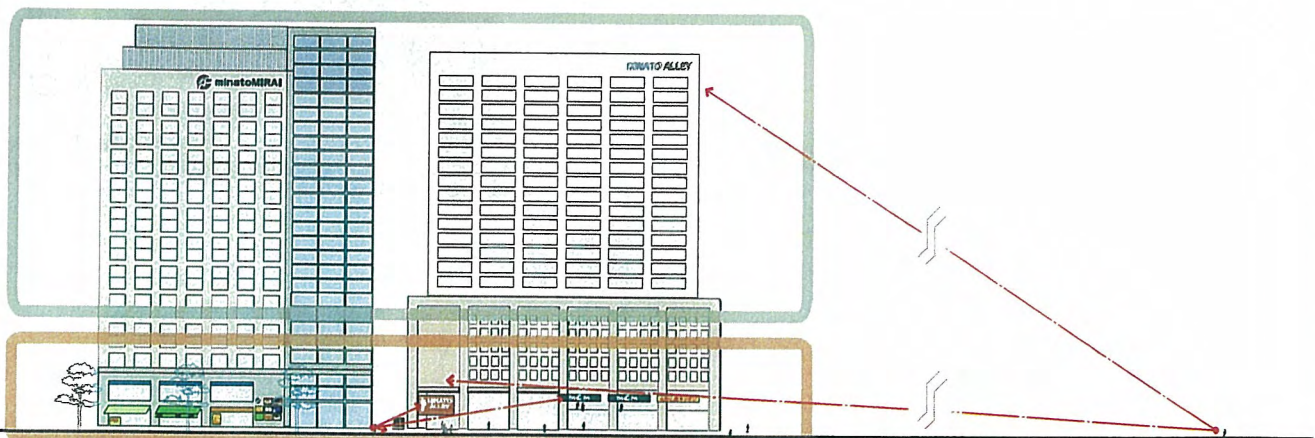
そのため、屋外広告物の行為指針は、次のような性能をもった空間を確保することを意図しています。

- ・ 大きさや数、色彩の鮮やかさ、色数を最小限にとどめ街並みへの配慮が感じられること
- ・ 建物、敷地、通り単位で秩序だった配置がなされ、周囲との調和が図られていること
- ・ 視認性や企業イメージを同時に高める質の高いデザインであること

行為指針1

屋外広告物は、近景及び遠景への配慮を行い、細目ア、イにより秩序ある広告景観を形成し、街の賑わいを創出する。

- 近景として、直近または通り沿いで見た際に街並みに魅力を添える質の高いデザインとしましょう。
- 遠景として、地区外又は、地区内の離れた地点から見た際に街並みと調和し、これを損ねない大きさ、形状、配置としましょう。



近景として見た場合

まちの賑わい要素として、歩行者レベルに近い所ではある程度の彩り是好ましいが、他の広告物や他の彩りある要素との不調和とならない配慮が必要。

また、歩行者等の目を楽しませ、魅力あるまち並みの形成に寄与する質の高いデザインを目指す。

遠景として見た場合

高層階に設置するもの、規模の大きなもの、鮮やかな色彩のものは遠くからも目立ちやすく、建物のまち並みとの調和を図るため、特に慎重な検討が必要。

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)

行為指針
(景観条例)

対象

外構部	建設設備類
建物低層部	その他工作物
建物中層部	広告物
建物高層部	その他

MINATO MIRAI 21



遠景として見る本地区の街並み。周囲に運河や広幅員道路など視界の開けた場所が多く、又、旧市街地側に小高い丘があり、横浜駅方面からはみなとみらい大橋、関内・新港地区方面からは自動車道や北仲橋、市街地側からは紅葉坂といった、比較的地区に近い場所に遠景の視点場が存在する。そのため、建築群の概観だけでなく、低層部のディテールもある程度視認できる。現況では、全体として屋外広告物は目立たず、落ち着いた表情となっている。(東側から見た本地区の外観)



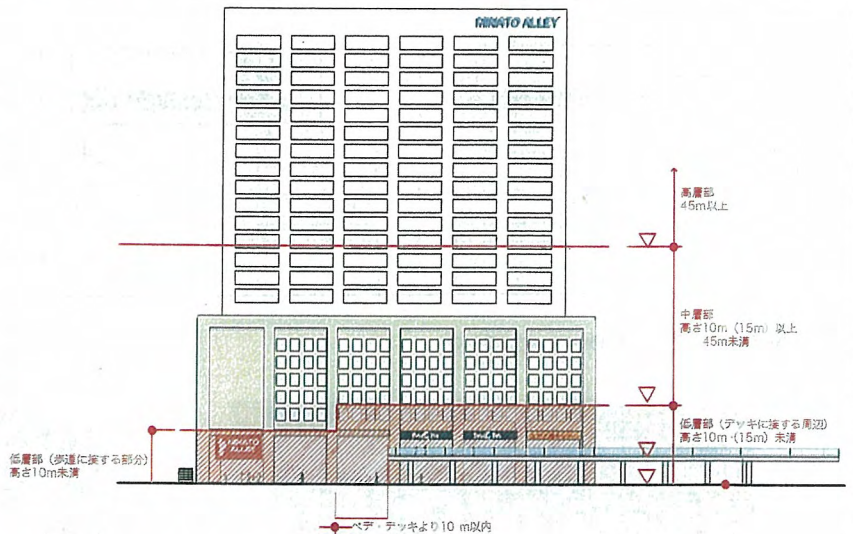
近景として見る本地区の街並み。歩行者空間が豊かであり、またデッキを含めた多層の視点場があることから、足元から中層部を中心に、視界が開ける。その中で広告物のデザインは重要な景観要素となっている。現況では屋外広告物だけが突出することなく、適度なバランスで街並みに彩りを与えている。(クイーンモール)

本行為指針で用いる用語の定義

広告物の種別

○広告物について、その目的別にビルサインとビルサイン以外の広告物に分類する。さらにビルサイン以外について3分別する。

(1)ビルサイン	施設関係者(所有者・施設・店舗・テナント・協賛団体等)の名称・マークを表示するもの
(2)ビルサイン以外	自家用広告物 施設関係者が取り扱う商品やサービス等の営業内容を表示する広告物
	案内広告物 催事・利便情報・行政情報等の案内・告知を主な目的とする広告物
	一般広告物 上記以外の広告物。施設関係者以外が取り扱う商品やサービス等の営業内容を表示する広告物



建物の地盤面からの高さと呼称

高層部	地盤面から高さ 45m 以上の部分
中層部	地盤面から高さ 10m 以上 (ペDESTリアンデッキに接する周辺は 15m 以上)、高さ 45m 未満の部分
低層部	地盤面から高さ 10m 未満 (ペDESTリアンデッキに接する周辺は 15m 未満) の歩行者空間レベル

ペDESTリアンデッキに接する周辺

ペDESTリアンデッキと建築物の接する部分から水平方向 10m 以内の範囲